

行 動 計 画

当社では全従業員の仕事と生活の調和を応援するために、安心して仕事に取り組み、能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1.計画期間 2017年4月1日から2020年3月31日までの3年間

2.内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 1:

育児休業から復帰した従業員全員が働きやすい制度を随時策定し、積極運用を行う。

仕事と子育ての両立を図るため、安心して職場に復帰できる環境づくりと、復帰後も子育てをしながら仕事ができる制度整備を行います。

(対策)

2017年4月以降:

- ・ 小学校3年生まで短時間勤務、小学校6年生まで子の看護休暇が利用(半日単位取得・有給扱い)など法律を上回る制度づくりを行ってきており、上記について更に社内広報、運用を推進する。
- ・ 子の看護休暇は、半日単位から時間単位での取得を可能とするための検討を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 2:

過重労働の削減および健康維持のため、労働時間の短縮、休暇取得(有給休暇・リフレッシュ休暇)を推進する。

仕事時間と生活時間のバランスを取り、仕事・生活が両立した働き方の実現を目指します。

(対策)

2017年4月以降:

- ・ 労働時間短縮については、毎月の部門長会議にて過重労働者予備群を共有し、事前に防止する。やむを得ず長時間労働を行った場合には、産業医の保健面談を徹底し、健康維持を図る。
- ・ 休暇取得促進は、予め休暇取得計画を立て、取得推進・進捗管理を行う。

目標 3:

在宅勤務・テレワークなど、場所にとらわれない働き方の導入

2017年度内に在宅勤務を制度化、実施する。また、テレワーク勤務としては、遠距離通勤者を対象に、最寄の事業所(サテライトオフィス)で勤務が可能な環境を整え、通勤時間の短縮を図る。

個々のライフスタイルに応じて、勤務先・勤務時間など、従来と比べて、より柔軟に働くことができる環境を整えます。

(対策)

2017年4月以降:

- ・ 在宅勤務を制度化し、対象者を選抜、試行する
- ・ 遠距離通勤者の実態調査を行い、他事業所での勤務可能者については順次勤務先の変更を行う
- ・ 年毎に施策を振り返り、翌年さらに推進する施策を検討・実施する

以上